



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032  
東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST  
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

### TMK に関する税制改正の流れ

この SU レターが皆様のもとに届くころには平成 23 年税制改正は国会を通過しているのでしょうか？大綱案通り通っているとしますと TMK・投資法人関係の税制についてもいくつか改正がされています。一つ目は、従来優先出資の国内募集割合 50%超の判定を発行の都度行うのか、累積で行うか明確でなかったところですが、規制緩和され発行ごと・種類ごとに行う旨が明確にされます。ちなみに投資法人は TMK とは逆に発行総額に対して判定することになります。

二つ目は、海外の年金基金のうち純資産の額 100 億円以上の者（金商法上の適格機関投資家移行届出をしたもの）を税務上の機関投資家として認める方向に変わります。

つまり海外の年金基金をレンダーとしたスキームの組成も可能となります。

上記 2 点のほか平成 22 年度においても重要な改正がされていますのでご注意ください。特定出資の募集要件ですが、優先出資と同様に国内募集要件が 50%超となりました。これは外国投資家に対して特定出資の配当という形で TMK の利益を流出させる事例が見られたため塞がれたようです。

もう一点特定社債の発行において税法上の機関投資家にも「引き受けがなされること」となっていたのですが、引き受けた後すぐに別の投資家（非機関投資家）に売却するという事例が見られたため税法上の機関投資家が発行時に特定社債を引き受けるだけでなく、「保有が見込まれること」という要件になりました。一方規制緩和としては海外投資家の資金を呼び込む観点から国内募集割合 50%超の要件が廃止されました。

これらの改正の意図を推測しますと、海外投資家に投資のリターンを取られたくないが、一定の利回りでお金だけは出してくれということなのでしょう。それでお金は集まるのでしょうか？

### 消費税に複数税率？

消費税増税ムードが高まりつつありますが、先日国際通貨基金（IMF）が日本に対し「日本の消費税率は世界的に見ても最低水準、2017 年までに段階的に 15%に引き上げましょう」と提言したそうです。ちょっと待ってください！日本の消費税と他国の消費税に相当する付加価値税はシステムが異なり、単純に税率だけで比較できるものではありません。高税率の国においては、生活に必須のもの（食品、光熱費等）は非課税もしくは軽減税率が適用されている場合がほとんどです。実は日本でも、平成 2 年に飲食品等に軽減税率を適用し複数税率を導入するという消費税改正法案が国会に提出されたことがあります。結局野党の反対により実現しませんでした。これが導入されると実務がかなり混乱しそうです。食料品の範囲とは？食料品の譲渡と飲食サービスの提供との区分は？などなど…

外国にこんな例があります。カナダでは食料品に適用される税率は 0%、一方レストランでの外食はサービスの提供として標準税率 6%が適用されるのですが、その区分が簡単ではない場合があります。例えばドーナツをお店で購入した場合、店内ですぐに食べるか持ち帰るかをお店側が判断するのが難しい…そこで 6 個以上ならその場で食べきれないと見なされて 0%、5 個以下ならその場で食べきれないでしょ、だから外食ね、と標準税率 6%が適用されるそうです。そのためドーナツ屋の前で購入者が集まって、即席の「ドーナツクラブ」を作り、共同購入して税率ゼロの恩恵を受けることがあるとかないとか？ともあれ、消費税率を諸外国並みに上げるのであれば、複数税率の導入の再検討も必要かと考えます。ある程度の実務上の痛みを負うことを覚悟の上で。